



柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

💡 固定資産税の不均一課税・課税免除

📌 固定資産税を3年間軽減します！（不均一課税）

- 対象地域：柏崎地域（高柳・西山地域を除く。）
- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
- 要件：
 - ①事業の用に供する設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えること。
 - ②道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。
- 内容：
 - 対象設備：土地、建物、機械・装置
 - 不均一課税：**1年目⇒100%軽減、2・3年目⇒75%軽減**
- 申請期限：
 - 固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**（※固定資産税が軽減される3年間、毎年申請してください。）

📌 固定資産税を3年間免除します！（課税免除）

- 対象地域：高柳・西山地域
- 対象業種：製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 要件：**業種及び資本金の額で要件が異なります。詳しくは裏面（支援制度の概要）をご確認ください。**
- 内容：
 - 免除となる設備：土地、建物、機械・装置
 - 課税免除：**3年間**
- 申請期限：
 - 固定資産を取得した年の翌年**2月15日まで**（※固定資産税が免除される3年間、毎年申請してください。）

💡 奨励金

📌 奨励金を交付します！（固定資産税の不均一課税・課税免除との併用はできません。）

- 対象地域：市内全域
- 対象業種：製造業
- 要件：製造に使用される機械・装置で、これらの取得価額の合計額が1,000万円を超えること。
※リース設備も対象です。
- 内容：**機械・装置の取得価額の2%相当額を奨励金として交付**
- 申請期間：固定資産を取得した年の翌年**4月1日から5月31日まで**

その他の奨励金制度

📌 **製造業で、工場誘導地区等に新たに土地を取得又は賃借し、工場等を新設又は移設する場合**
⇒2・3年目に固定資産税75%軽減後において課税される25%の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

📌 **特認奨励企業の指定を受けた場合**
⇒特認奨励企業の指定を受けた日の翌日から5年以内に取得した土地、建物、機械・装置の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

※詳しくは、ものづくり振興課までお問い合わせください。

申請方法

- ・申請に必要な書類を揃えて、以下の担当部署までご提出ください。
⇒不均一課税・課税免除は**税務課家屋係（市役所2階）**、奨励金は**ものづくり振興課（市役所3階）**
- ・各申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

【お問合せ先】柏崎市役所内

「不均一課税・課税免除」については…**税務課家屋係** TEL：21-2256
「奨励金」については…**ものづくり振興課** TEL：21-2326

柏崎市HP



(様式データ等)